

## 高知県高次脳機能障害者支援センター運営事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高次脳機能障害者支援法（令和7年法律第96号。以下、「法」という）第19条第1項に規定する高次脳機能障害者支援センター（以下「支援センター」という）の設置及び運営について必要な事項を定め、高次脳機能障害者の支援を図ることを目的とする。

### (設置及び運営の主体)

第2条 設置及び運営の主体は法人格を有するものであって、高知県知事が法第19条第1項各号による業務の委託先として適切な水準の専門性を有すると認めた者とする。

### (支援センターの申請等)

第3条 支援センターとして指定を受けようとする者は、高次脳機能障害者支援センター指定申請書（様式第1号）により、高知県知事に申請を行うものとする。

2 前項の規定により指定を受けた者は、その申請の内容に変更があった場合には、高次脳機能障害者支援センター変更届出書（様式第2号）により、高知県知事に届け出なければならない。

3 第1項の規定により指定を受けた者は、その指定を辞退する場合は、高次脳機能障害者支援センター辞退届出書（様式第3号）により、高知県知事に届け出なければならない。

### (支援センターの業務)

第4条 支援センターが行うことができる業務は次に掲げるものとする。

- (1) 高次脳機能障害者及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行うこと。
- (2) 高次脳機能障害者に対し、円滑な社会生活を促進するため個々の高次脳機能障害者の特性に対応した専門的な支援を行うこと。
- (3) 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体（以下「関係機関等」という）並びにこれに従事する者に対し高次脳機能障害についての情報の提供及び研修を行うこと。
- (4) 高次脳機能障害者に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等との連絡調整を行うこと。
- (5) (1) から (4) に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(職員の配置等)

第5条 支援センターの指定を受けた者は、前条に掲げる事業を行うため支援センターの運営管理責任者を定めるとともに、必要な職員を配置するものとする。

2 職員のうち1名は、国が実施する高次脳機能障害支援者養成研修（指導者研修）を修了した者又はこれと同等の知識を有する者とする。

(設備等)

第6条 支援センターには、次の設備を設けるものとする。但し、法人が有する施設等に附置している支援センターであって、当該施設の利用者の処遇及び運営上支障が生じない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することは差し障えない。なお、設備については、高次脳機能障害者及びその家族の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮するものとする。

(1) 相談室

(2) 事務室

(3) そのほか必要な設備

(広報等)

第7条 支援センターの利用促進を図るため、その目的や利用方法等について、地域住民が理解しやすいように工夫された広報活動を積極的に行うものとする。また、支援センターの所在が利用者に明確に把握されるように、地域住民に対して広報を積極的に行うものとする。

(秘密保持義務)

第8条 支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、職務上知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項に掲げる高知県知事に対する申請については、施行の前から行うことができる。